

四日市港管理組合議会ニューズ

Yokkaichi Port Authority Assembly

第9号（平成22年1月発行）

さる12月17日（木）に平成21年第4回定例会が開会され、同月25日（金）に一般質問が行われ、議案6件（うち議提議案1件を含む）が可決され閉会しました。

今回は、館直人議員（三重県議会選出）、早川新平議員（四日市市議会選出）の二人が四日市港港湾行政に関する質問を行い、管理組合執行部に答弁を求めました。

主な質問・答弁要旨

館直人 議員



○ **国において、拠点港湾となるコンテナ港湾を育て、重点的に投資をするため、3つのスーパー中核港湾のうち、1ないしは2つのハイパー中核港湾に絞り込む検討がなされているなか、四日市港はどう対応するのか。**

◎ 管理組合では、県や市とともに、重点投資にあたっては伊勢湾を選択するよう、政府・与党、並びに県選出国會議員に対し提言活動を行ってきました。また、名古屋港関係者とも、より緊密な情報や意見の交換を行っています。

国においては、12月に第1回の「国際コンテナ戦略港湾検討委員会」が開催されましたが、具体的な選定基準等は示されずに、平成22年1月に開催される第2回委員会でさらに議論を深めていくこととなっています。

今後は、先の検討委員会で示される選定基準等を踏まえ、必要な対応を行っていきたいと考えています。当面は県、市、さらには関係団体、名古屋港関係者とも連携して、伊勢湾の重要性についてしっかりアピールしていきます。

早川新平 議員



○ **住吉運河の護岸敷地に関し、過去に住民が県に土地を寄付した際、その土地が護岸として不用になった場合、元の所有者等に無償譲渡するという念書が存在する。管理組合としては、念書を最大限尊重することが望ましいと思われるがどうか。**

◎ 住吉運河の現在の護岸及び底地の所有者は県であり、管理組合は県より無償貸付を受け管理しています。そして、平成18年に住吉運河埋立検討委員会を開催していたところ、昭和41年当時の念書の写しが提示され、土地の返還を求める旨の意見が出されました。この念書について県は、地権者宛ではない等、また寄付を受けて20年が経過しており、「財産の交換、無償譲渡、無償貸付等に関する条例」第3条第3項ただし書きの規定により返還できないとの判断をしています。

管理組合としても埋立事業の必要性は認識しており、今後地元の皆さんの意見がまとまれば、事業再開に向けて対応していきたいと考えています。

※詳細な質問答弁等については、当組合議会ホームページ会議録をご覧ください。